

金融庁説明資料

成年後見制度利用促進専門家会議

第3回 成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ

令和8年9月10日

金融庁

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議における検討** (R6. 6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ **日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等**
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応**
 - ・ **生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討**
 - ・ **金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組**

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

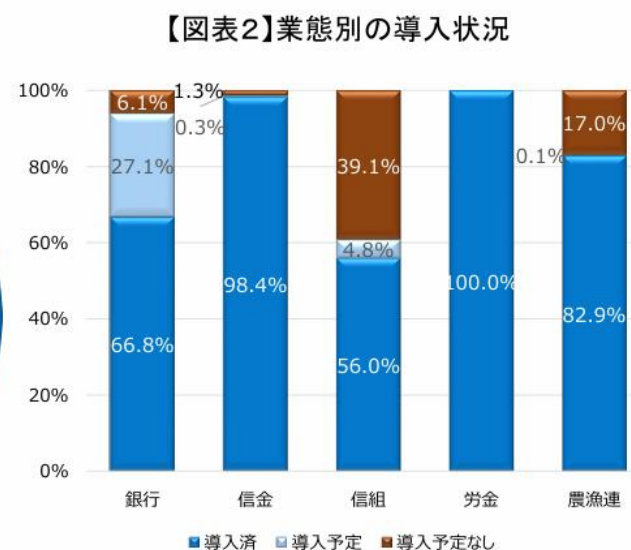
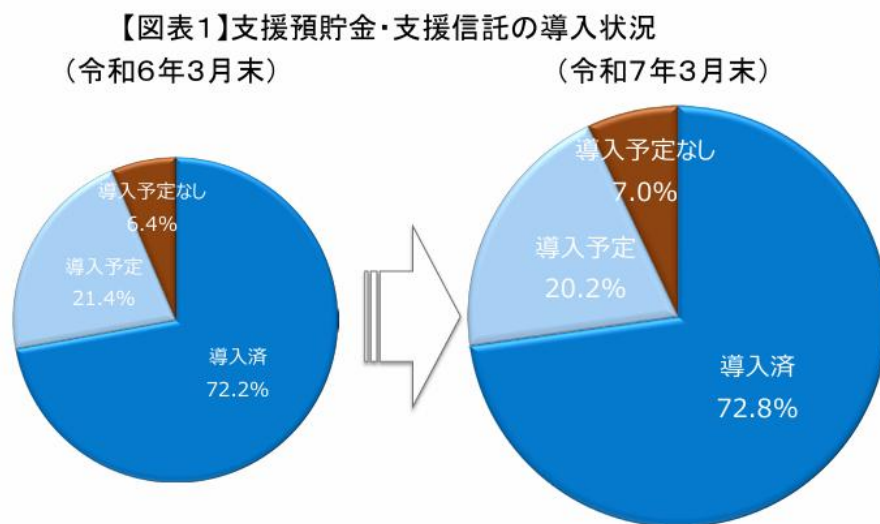
今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ・ 意思決定支援に関する**情報提供・各種研修の更なる充実**
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ **障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討**
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの**形成支援・自立支援機能の更なる強化**
 - ・ **受任者調整に関する手引きの作成**
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ **更なる報酬助成の推進等の早期検討**
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ **後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進**
 - ・ **専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進**
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ **関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進**

金融庁における取組状況

- 金融庁では、各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況等について、アンケート調査を実施し、その結果について令和7年11月10日に公表。

- 令和7年3月末時点における、支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の割合は、個人預貯金残高ベースで約73%と、僅かながら増加している。【図表1】
- 業態別の導入状況をみると、各業態の導入済割合は前回調査から微増又は横ばいとなっているほか、一部の業態で導入が進展していない状況が伺われる。【図表2】



(注)図表1、2ともに個人預貯金残高ベースの割合

(参考1)金融機関数ベースでは、調査対象1,096金融機関のうち、それぞれ導入済が811、導入予定が13、導入予定なしが272となっている。

(参考2)大口預貯金口座から小口預貯金口座への定期送金の機能がない支援預貯金を導入している金融機関を含めた場合の導入割合は91.7%となっている。

(出典)金融庁公表資料

- 後見制度支援預貯金等について、「保佐」「補助」類型に対象を拡大して取扱いを開始、または取扱いを検討している金融機関が複数認められる。

金融庁における取組状況

- 金融庁では、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、令和6年4月1日から施行。金融機関に対して、これらの改正内容を踏まえ、障がい者の利便性向上に向けた取組を進めるよう促している。
- また、各金融機関に対し、障がい者等に配慮した取組状況についてアンケート調査を実施し、その結果について、令和7年11月に公表。
- 上記調査結果に加え、障がい者等に配慮した取組事例や、金融サービス利用者相談室等へ寄せられた声についても取りまとめ、公表しており、他金融機関における取組事例や、障がいをお持ちの方等からお寄せいただいた意見を参考として、引き続き、障がい者等の金融取引の利便性向上に向けた取組みの推進を促している。
- このほか、金融庁では、金融機関と障がい者団体による課題認識の共有や好事例の横展開を図ること等により、金融機関における障がい者に配慮した取組を更に進めていくため、「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催（令和8年3月）。

意見交換会出席団体：＜障がい者団体＞

全日本視覚障害者協議会、日本視覚障害者団体連合、大活字文化普及協会、全日本ろうあ連盟、全国盲ろう者協会、日本身体障害者団体連合会、日本発達障害ネットワーク、DPI日本会議

＜金融機関関係団体＞

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、労働金庫連合会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫

金融庁における取組状況（課題及び今後の対応）

- ◆ 金融庁は、高齢者や障がい者等、様々な課題やニーズを抱える顧客が、安全で利便性の高い金融サービスにアクセスできるよう、金融機関等に対し、利用者に寄り添った対応を促すとしている。
- ◆ 中間検証の結果を踏まえ、足元、以下の点について取組を行う。

○ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入促進に向けた取組

- 金融庁においては、金融関係団体を通じて、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、引き続き、各金融機関の支援預貯金・支援信託の導入を促していく。
- また、既に導入済の金融機関においても、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を促していく。
- さらに、成年後見制度の見直し等を踏まえ、金融機関へのヒアリング等を通じて、補助類型等の後見制度支援預貯金等の導入状況についても把握する。

○ 金融機関の窓口における対応の向上にかかる取組

- 金融庁においては、引き続き、金融機関に対し、障がい者等に配慮した取組状況についてアンケート調査等を実施し、障がい者等に配慮した金融機関の取組状況を把握していく。
- 今後も、社会的障壁の除去に向けた金融機関等の取組を一層促していく。